

○ 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 資金の内容等</p> <p>本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付金の最高限度額</p> <p>貸付金の最高限度額は次のとおりとする。</p> <p><u>ただし、2の(7)の資金のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、2の(7)の資金（公庫農林水産事業が融通した資金及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第16条第1項の規定による解散前の農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）が融通した資金を借り受けたために生じた負債の整理に係るものを除く。）については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。</u></p> <p>(1) (2)に掲げる貸付け以外のもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 法人 10億円</p> <p>ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合</u>（削る。）</p>	<p>第3 資金の内容等</p> <p>本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 貸付金の最高限度額</p> <p>貸付金の最高限度額は次のとおりとする。</p> <p>ただし、2の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。</p> <p>(1) (2)に掲げる貸付け以外のもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 法人 10億円</p> <p>ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>民間金融機関から設備資金の資金調達が行われる場合</u></p> <p><u>(注) 経営改善資金計画書において民間金融機関から設備資金の調達が行われることが確認できる場合 等</u></p>

次のうち、いずれか低い額
ア・イ (略)
(削る。)

(2) (略)

4 (略)

5 償還期限 (据置期間)

償還期限25年以内 (うち、据置期間10年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号) 第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令 (平成23年政令第132号) 第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内 (うち、据置期間13年以内) とする (令和7年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

6 (略)

別紙

農業経営基盤強化資金の融資対象

(中略)

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備考
1. ~ 6. (略)	(略)	(略)
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提と	○負債の整理	経営の安定に真に必要な場合に限る。 制度資金 (公庫農林水産事業が融通した資金)

次のうち、いずれか低い額
ア・イ (略)
ウ 民間金融機関からの設備資金の調達額の2倍に相当する額

(2) (略)

4 (略)

5 償還期限 (据置期間)

償還期限25年以内 (うち、据置期間10年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号) 第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令 (平成23年政令第132号) 第12条第1項に規定する者であつて、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内 (うち、据置期間13年以内) とする (令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

6 (略)

別紙

農業経営基盤強化資金の融資対象

(中略)

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備考
1. ~ 6. (略)	(略)	(略)
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提と	○負債の整理	経営の安定に真に必要な場合に限る。 制度資金は対象外

しての経営 の安定に必 要な長期資 金		<u>及び旧農林漁業金融公 庫が融通した資金を除 く。）</u> は対象外 金融機関の取引離脱に よる肩代わりは対象外	しての経営 の安定に必 要な長期資 金		金融機関の取引離脱に よる肩代わりは対象外
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則（令和6年3月29日5経営第3168号）
 この通知は、令和6年4月1日から施行する。